

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について

2011年4月6日

当社は、本日、原子炉等規制法^{※1}第37条第1項の規定に基づき、保安規定^{※2}の変更認可申請を経済産業大臣におこないましたのでお知らせします。

今後、国による審査を受けてまいります。

<経緯>

2011年3月30日に経済産業大臣から「平成23年福島第一・第二原子力発電所事故を踏まえた他の発電所の緊急安全対策の実施について」により指示が出されるとともに、実用炉規則^{※3}が改正(同日公布、施行)され、当該安全対策を保安規定に記載することが求められました。

<保安規定の変更認可申請の概要>

津波によって交流電源を供給する全ての設備、海水を使用して原子炉施設を冷却する全ての設備および使用済燃料貯蔵プールを冷却する全ての設備の機能が喪失した場合(以下、「電源機能等喪失時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制や資機材の整備に係る条文が実用炉規則へ追加されたことにともない、保安規定第1編、第2編に新たに以下の内容を規定した条文を追加します。

- 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動をおこなうために必要な要員の配置を計画し、実施すること。
- 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動をおこなうために必要な要員に対する訓練を計画し、実施すること。
- 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動をおこなうために必要な可搬式発電機、可搬式動力ポンプ、ホースおよびその他資機材の配備を計画し、実施すること。
- 上記3項目について、定期的な評価と評価結果に基づく必要な措置を講ずること。

当社は、本申請内容に基づき、適切に対応してまいります。

◆これまでお知らせした内容

福島第一、第二原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策の実施について

([2011年3月30日](#)お知らせ済み)

東北地方太平洋沖地震を踏まえた浜岡原子力発電所の対応について

([2011年3月15日](#)、[3月22日](#)お知らせ済み)

- ※1 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する法律」といい、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を防止し、公共の安全を図るために必要な規制を行う法律です。
- ※2 保安規定は、正式には「原子炉施設保安規定」といい、原子炉等規制法第37条第1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転および廃止措置を行う上で守るべき事項(保安に関する組織、保安措置等)を定めたもので、国の認可を受ける規定です。
なお、浜岡原子力発電所の保安規定は2編構成となっており、第1編では運転段階の原子炉施設である3、4、5号機に係る事項を、また、第2編では廃止措置段階の原子炉施設である1、2号機に係る事項を規定しています。
- ※3 実用炉規則とは、正式には「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」といい、原子炉等規制法のうち、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規定に基づいて定められた規則です。

以上